

ー桶川市協働推進提案事業 Q&Aー

【対象となる事業について】

Q1 一つの提案で複数の事業を実施することは可能ですか。

A1 複数の事業が一つの課題を解決するための手段となっているなど、関連性が高いとみなせれば可能です。複数の事業の関連性が明らかとなるように、記入してください。

【対象となる団体について】

Q2 NPO法人でなくても応募は可能ですか。

A2 可能です。法人格の有無は問いません。

Q3 新しく団体を立ち上げて応募したいと考えていますが、提案できますか。

A3 1年以上継続して活動することを前提としているならば、初動期支援団体として応募することができます。原則としては、継続的に1年以上活動していることが条件となるため、新しく団体を立ち上げる場合は、補助額の上限額が10万円となります。

また、提案した事業をしっかりと実行できるかどうかということが大切になりますので、実行体制や準備状況等を確認したうえで審査させていただきます。

【対象となる経費について】

Q4 補助金を事務所家賃や職員の人件費等の事業費以外に充てられますか。

A4 事業に付随して必要となる経費や市民公益活動団体から給与等の支払いを受けている事務局員の人件費等には補助金を充てられませんので、補助対象外経費として計上してください。

Q5 講師等への人件費は対象となりますか。

A5 外部講師等への謝金は補助対象となりますが、団体内部の方は謝金の対象となりません。団体内部の方については、無償による労力換算額として補助金限度額に反映することができます。

Q6 事業を実施するうえで、他に収入を求めることは可能ですか。

A6 可能です。事業収入、協賛金等を自己資金として収支計画を作成してください。次年度以降の経済的自立を目指すためにも、積極的に資金調達を行ってください。

Q7 パンフレット、チラシ等を自分達で作成する予定ですが、見積書は必要ですか。

A7 業者への委託がなければ見積書は不要です。その場合は、作成に要する紙代インク代等を消耗品等に計上してください。

【その他】

Q8 補助金を事前に請求することはできますか。

A8 補助金の交付は原則として、事業終了後に提出していただく事業完了報告書に基づき支払います。必要経費の立替払いにより資金が不足する場合は、請求書等により支出金額を確認し、補助金交付予定額を概算払いできますので、ご相談ください。

Q9 「無報酬で事業に参加する市民の誓約シート」にあらかじめ押印は必要ですか。

A9 事業提案書を提出する際の押印は不要です。事業に参加した市民が確定した後、事業完了報告書に添付する際には押印したものを提出してください。

Q10 事業実施期間中の事業スケジュールの変更は可能ですか。

A10 事業を実施するなかで、スケジュール等の事業計画が変更となる場合もあります。その場合、事業計画変更申請書を出していただく場合がありますのでご相談ください。

Q11 協働する事業所管課は必要ですか。

A11 提案時に必ずしも決まっている必要はありませんが、事業を実施する上では協働の事業所管課が必要です。まずは担当へご相談ください。

<担当>

桶川市総務部自治振興課 協働推進係

〒363-8501

桶川市泉1丁目3番28号(桶川市役所3階)

電話：048(788)4920

メール：jichi@city.okegawa.lg.jp

桶川市市民活動サポートセンター

〒363-8555

桶川市下日出谷東2丁目15番地の1(ベニバナウオーク桶川1階)

電話：048(786)2400

メール：okeshimisapo@city.okegawa.lg.jp

